

27文科初第1220号
平成27年12月16日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

中 岡 司

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

小 松 親 次 郎

(印影印刷)

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令 の整備に関する政令について（通知）

第189回国会において成立した「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」（以下「改正法」という。）の概要及び留意事項については、「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について（通知）」（平成27年7月30日付け27文科初第595号）により通知したところですが、このたび、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（以下「本政令」という。）が公布され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を創設するために制定された改正法の施行に伴い、学校教育法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うものです。

本政令の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会、学校、学校法人に対して、国立大学法人学長におかれては、附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本政令の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、本政令は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、関係する省令及び告示の改正等については、追ってこれを行い、別途通知する予定ですので、あらかじめ御承知おき願います。

記

改正の概要

(1) 入学期日の通知、就学指定（学校教育法施行令第 5 条）

市区町村の教育委員会は、就学予定者の保護者に対し、小学校・中学校と同様に、義務教育学校の入学期日を通知しなければならないこととしたこと。

市区町村における義務教育学校の設置は、小学校・中学校の設置に代えられること（改正学校教育法第 38 条）を踏まえ、市区町村立の義務教育学校は就学指定の対象としたこと。

(2) 公立の義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令）

公立の義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準について、小学校・中学校と同等の標準を定めることに伴う規定の整備を行ったこと。

(3) 市区町村立の義務教育学校の教職員の給与費等（義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令）

市区町村立の義務教育学校の教職員の給与費等を国庫負担の対象に加えることに伴う規定の整備を行ったこと。

(4) 義務教育学校の施設費に係る国庫負担の取扱い

（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 3 条、第 4 条、第 7 条）

公立の義務教育学校の建物について、教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築に係る教室の不足の範囲に関して、小学校・中学校と同等の内容を定めることに伴う規定の整備を行ったこと。

また、適正な学校規模にするための統合に伴う校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る適正な学校規模の条件を、学級数がおおむね 18～27 学級（1 学年当たり 2～3 学級（小学校と同様））とするとともに 8 学級以下の義務教育学校と適正な規模の学級数の義務教育学校を統合する場合はおおむね 36 学級まで（1 学年当たり 4 学級まで（小学校と同様））とし、通学距離がおおむね 6 キロメートル以内（中学校と同様）としたこと。

加えて、義務教育学校に係る学級数に応ずる必要面積について、当該義務教育学校の前期課程を小学校と、後期課程を中学校とそれぞれみなして計算した面積を合計した面積としたこと。

（公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令）

公立の義務教育学校の前期課程の建物又は後期課程の建物について、新築費の算定方法等についてはそれぞれ小学校又は中学校と同様の取扱いとしたこと。

（5）自動車の出口及び入口に関する技術的基準（駐車場法施行令第 7 条）

路外駐車場につき自動車の出入口に関する技術的基準については、交通道德について判断能力を欠く児童の集中する施設付近において児童を保護するという趣旨により規定していること。

これを踏まえると、義務教育学校においては、前期課程と後期課程で利用する施設が原則異なる場合であっても、いずれの施設も学校行事等において、前期課程の児童が利用する可能性があることから、施設一体型や施設分離型等の施設の形態を問わず、一律に当該基準の適用対象とし、小学校等と同様、義務教育学校の出入口から 20 メートル以内の道路の部分等においては、路外駐車場の出口及び入口を設けてはならないこととしたこと。

留意事項

（1）入学期日の通知、就学指定（学校教育法施行令第 5 条）

- ① 就学指定は、市区町村の教育委員会が、あらかじめ各学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定する制度であること。したがって、その指定に当たって入学者選抜は行わないものであること。
- ② いわゆる「学校選択制」は、あくまで就学指定の手続の一つとして行われるものであり、特定の学校に入学希望者が集中した場合の調整に当たっては、就学指定の基本的な仕組みを踏まえ、入学者選抜は行わないものであること。
- ③ 「学校選択制」の導入に当たっては、通学する学校により格差が生じるとの懸念を払拭する観点から、小学校・中学校の場合と同様、市区町村が児童生徒の実態

や保護者のニーズを踏まえ、対外的な説明責任にも留意しつつ対応する必要があること。

(2) 適正な学校規模の条件（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条）

- ① 学級数については、クラス替えができなくなる規模又は教育活動に大きな制約が生じる可能性が高くなる規模とならないよう、おおむね18～27学級としたこと。
- ② 通学距離については、既存の小学校と中学校が一体となり、義務教育学校が設置される場合が多く、中学校区単位が基本となることが想定されることを踏まえ、おおむね6キロメートル以内としたこと。

これにより、前期課程の児童にとっては、小学校に通学する児童と比較して遠方から通学する可能性が出てくるものの、義務教育学校は、「教育上有益かつ適切であると認めるとき」に、小学校・中学校に代えて設置するものであり（学校教育法第38条）、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりすることなども考慮の上、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、義務教育学校の設置を進めていくことが重要であること。

- ③ 義務教育学校も小学校及び中学校と同様、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第3項の規定の適用を受けるため、適正な学校規模の条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は適正な学校規模の条件に適合するものとみなすこと。

別添1 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（条文）

別添2 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（新旧対照表）

〔参考〕関係資料（文部科学省ホームページ）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/1357987.htm

（トップ＞政策・審議会＞国会提出法律＞第189回国会における文部科学省成立法律（平成27年1月26日～）＞学校教育法等の一部を改正する法律を参照）

【本件連絡先】

文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課
教育制度改革室 義務教育改革係
電話 03-5253-4111（代表） 内線 2007, 3745